

非暴力直接行動

No. 107
10/10 '80

戦争抵抗者インター・日本部。大阪市阿倍野区旭町2-12-2 ウリ大坂発行

war resisters' international

10月25日 南天満公園へ

地下鉄北浜駅より、南天満公園へ。天神橋北岸

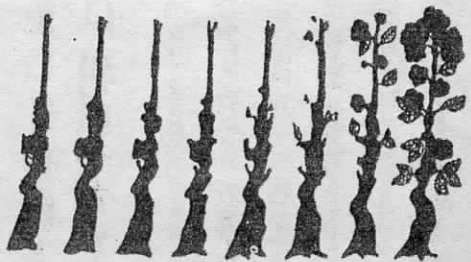
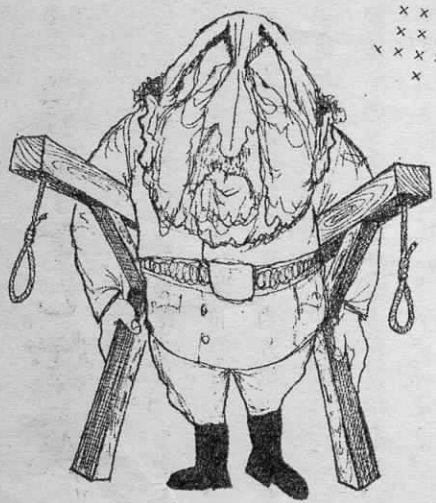
反原子力の日 10月行動

反原発私まつり
&
市民の大デモ

PM4 出発

PM1

関電へデモでおしよせよう。なんと関電サンの上半期利益が九百億円！つい先日この報道きいて、聞いた口がひさからんかった。それにしても法外な値上げが生んだボロもうけ。「すまへん。早速値下げします」とはなえんでも「見込みの利益半分は払い戻し還元します」と自発的に払い出すのが、カシコイ企業のみりやあまへんか。小林社長さん。



宇利乃 奈加万乃 安伊古止漫 喫天尔乃星乎

振替 大阪 三三七三七 ウリジャパン 向井寿

「送電停止は やむを得ぬ」

仮処分申請で大阪地裁

関西電力(大阪市北区)の電気料金上げをめぐる話し合いがこじれ、同社から送電のストップを通告された「正しい電気料金を払う市民の会」(事務局・堺市)のメンバーの辻本義輝さん(三三)和歌山市太田Ⅱが同社を相手取り、送電をストップしないよう求めていた仮処分申請で、大阪地裁民事一部の大久保敏雄裁判官は七日、「関西側の対応の仕方に配慮が足りなかった点もあるが、電気供給停止もやむを得ない」として、申請を却下する決定をした。

と四月分は払い過ぎたことになるから返してほしい」と申し出た。関西側が料金計算をやり直した結果、四十六円を払い戻すことになったん合意が成立した。しかし、辻本さん側は「関西との交渉に便した切手代、電話代などの経費四百余円を支払うべきだ」と要求、関西側が拒んだため話し合いがこじれた。

辻本さん側が七、八、九月分の料金を法務局に供託して支払いを拒否しているのに対し、関西側は「八月末までに七月分を支払わないと送電をストップする」と通告。これに対し辻本さん側が「一方的な送電ストップで生活を侵害される」と仮処分を申請した。

この日の決定で大久保裁判官は「交渉に要した費用を関西に請求するのは筋違い。七月分は期間内に支払っていないのだから返取料金を支払うべきなのに、供託したのは通常料金で六十円不足している。辻本さんがその差額を支払わない理由は経済的困難などやむを得ない理由とはいえない」として、関西側の電気供給停止を認めず、

朝日/8 朝刊

送電停止禁止 仮処分裁判 やっぱり肩すかし決定

不払連機関低へおさきまっくら18号で報告があるように「もともとこつちから売つたケンカ。申請却下で収めてモトモト。新聞にデカデカ、四月分電気料の水まし徴収のこと、のつた宣伝費だけでも数百万円、と思えばよい」の予想通り、10月7日午後、決定が出た。内容は、やっぱり……早ければ数日後にもでる筈が、一回も審尋があつて決定が出るまでに42日。まさか、でもひよつとして、と助平心がなかつたでもない。アホなこと。



4月分電気代46円払戻しの理由・内容には一切触れない判断であや

「決定」の内容を抄出紹介すると、こうである。(※印が内はこちらの意見)

「四月一日以後の電気料金値上げに端を発し、四月分電気料金の計算上、法、額につき争いが生じ(※とろが以下ではおぼろしいが)両者間で種々協議が持たれた結果、七月一八日にいたり(※申立て三ヶ月後、それ故に電気代が返取料金となったのであり理由はこちらにない)四月分の電気料金につき、四十六円を調整減額(※というとはよくあり、水まし徴収をひととせに)すると合意が成立(※当方は、「交渉経費の弁償」返取料金をとらぬこと)の条件を定め、ならは認めるところで検討するといつたのであり、合意したのではない。」するに正し



10月24日、つゆくさ小原で25日のフーリッドなど共同作業します

5日
~4
公園で

新聞

200円
2000円

届へ申必を
送ります。



手紙にきこれませんか。 内合せ・約一四〇八九番へ

10月2
PM1
南天

反原

毎月1回20
年間予約

取扱・ウリ
認本紙(旧)

つたのであり、右合意にいたる経緯につき、被申請人(※関電)の対応の方法に十全を欠く臭もみられないではないが(…)被申請人は申請人(※当方)から四月份電気料金が不当である旨の申入を受けても、主として規程(※電気供給規程)及び右規程に基づき、被申請人(※関電)の定めた取扱細則を根拠に、あん分計算法が正当であると反論し、早期に申請人の主張が四月份の電気料金につき具体的調整を求める趣旨を含むものであることにつき配慮するに至らなかった臭がみうけられる。反面申請人側も四月份の電気料金については調整減額の点で合意(※前述通り誤認)が成立しながら、新たに交渉に要した費用等(※その大部分(※とすると一部は?)は并済のために要した費用で被申請人に請求することはできない)の支払いを求め、七月份電気料金につき、早收期限内にこれを支払わず(※七月份電気料金は六月份遅收の分が加算されており、六月份電気料金は早收期限内に現金封筒で送金したにもかかわらず、関電が返却したものである。当方は遅收の責任はない。大々裁判官は七月份の遅收については八月になることも知らず、関電の云い分にマサレている)従つて右料金については遅收料金が適用されるのに早收料金のみを并済供託したにとどまるのであるから(※本来、関電が先行電気料の解返を求めた後、後続月電気代の受取拒否をしたので、その

問題をゆきにして表面的な遅払い(未払い)の事実をなやしている)。右供託をもつて并済の効力を庄じるものと考えすることはできない。前示経緯から明らかなように申請人がその差額の支払をしない理由がその経済的困窮その他やむを得ない事由によるものといえない本件(※何を言ひたいのかいふところですか! 内装の本質は電気の水まじ微費から出てくるというには一切ふれずに逃げておいて!)では、右差額(※遅收料金)の僅少であることを理由に、被申請人の電気供給停止の正当事由を否定することはできない。

まだ、これからや……

関電さん、まあこれで一応ホツト的をなであろしたやろ。へちらがコンチキ性と思う分だけ、向うはザミロと思てるわけや。ともかくこちらはタノシンドビのモウケとタノシミ料というわけで、コア、そう、ほな、残金ねるたるわ。必用と供託通知書居けてんか、で、8日午後支払いは済済。そやけど、本件まだすんでまへんでえ。裁判官の決定書にある「…対応の方法に十全を欠く臭も」ということ、どう考へ、どう反省してるねん、それから審判で出した準備書面と陳述書にある「事実経過での真赤な嘘、ぼつきりさせてもらおうか、いづれ改めて訊きにいくさかいに

ウリにとつて、切手一枚は、血の一滴みないなものです。 送付した封筒の切手、コレクションしてない方は、切めておいて、時々まのて返送をア

非暴力直接行動は、50円の手貼付、宛名記入済の封筒6枚、10枚(約半量)を送つてくれた方に毎月郵送します。紙代は無料。

F-1

今からようかい祝かんがえて、覚悟しときや！

御用裁判所でない分通しても、そのない分、市内では誰が考
えても、絶対通りませんでエー。あとは、いのお楽しみ。

(本号副連記事として不払い連発行、おさきまつくら18号)も
ぜひよんで下さい。尚お申出あれば仮処分申請書(5)差
上げます。送二〇〇円。日割あん分のインキ千景露露！)

反原発10月行動メモ

88.9.26 3rd さん



★10.14 PM 6 岩佐訴訟に勝利する総決起集会

都府府政センター ★10.15 PM 62 ぶつっぶせ

新空港大集会、中々島公会堂 ★10.17 PM 63 不払い連

びつくり市民講座21回、都市・反原発・電気料金一割電と

トコトンつきあう法 森智市立労働

会館 ★10.19 PM 1 反原発女の学校

バラエティショー(原発。核。戦争。差

別の相見(勢図)、PLP会館 ★10.

21. 軍備増強反対国際反戦デーデモ

PM 6 集合PM 72 デモ出発、扇町公園、

★10.25 PM 1 反原発祝まつり。PM

4 反原発市民の大デモ、南天満公園

★10.26 PM 1 日高原発反対全県西

集会、於和歌山県日高町、集合紀勢

線紀伊内原駅12時30分。

(ひとつ気分一新の意味で、この全県の集会に、せんが

やなくても、四つ以上出してみようと思いませんか！)

活動家宅を写真撮影

9/28 智 「反原発をスパイ」

関電社員

大阪府堺市で、関西電力の社員

が、反原発活動家の自宅玄関を無

断で写真撮影しているところを見

つかり、事実を認める急務を迫し

出した。関電側は「正当な職務

行為の範囲内」としているが、当

の活動家は「反原発の市民運動へ

のスパイ行為」と抗議している。

写真撮影したのは「日高(和

歌山県)に原発をつくらせない関

西市民連合」のメンバーで堺市営

下町、A子さん(仮名)宅。

A子さんによると四月二十八日

午前十一時四十五分ごろ、関電の

作業服姿の男性二人が玄関付近を

撮影しているのと同じ男性と面

面をかけた。カメラを持った一人

が逃げ、もう一人を追及した結

果、関電作業所料金徴集金係員

で、逃げたのは上司の集金係長と

証言。

A子さんはその場で係員から

「玄関の写真を撮った。撮った本

は、写真撮影などの事実を認めた

うえで「A子さんは毎月の集金

に無理な時間帯を指定するなど問

題があり、話し合いのため自宅を

訪ねた。カギがかかっており留守

中と思ったが、ステッカーに気付

き、これまでのイヤガラセのよう

な態度は、反原発の考えによる

ものらしいとわかり、事情を上司

に報告するための資料として写真

を撮った」と釈明。さらに「逃げ

たのは突然ドロボウ呼ばわりされ

驚いたあまりのこと、撮影自体

は正当な職務の範囲」としてい

る。

6/29 発せ、非暴力直接

大阪府あべの区旭町
2-1-22、2
戦後新技術センター
日本館(八井寺)
発行一九八〇年十月
十日・九二〇七五